

➤ **認定基準（所得基準）とは**

貸付希望者の属する世帯全員の所得金額合計額（**認定所得金額**）が次の「基準額」を下回れば認定することができます。

基準額（令和6年度）

区分		基準額（万円）	
		大学・専修学校専門課程に在籍	その他の学校に在籍
世帯 人員	1人	139	103
	2人	198	165
	3人	212	190
	4人	229	206
	5人	239	221
	6人	250	234
	7人	262	246

備考 世帯人員が7人を超える場合は、大学・専修学校専門課程に在籍されている方は、1人増すごとに 12 万円を、その他の学校に在籍されている方は、1人増すごとに 11 万円を世帯人員7人の基準額に加算する。

➤ **所得金額の計算方法**

次の①所得金額から②特別控除額を引いたものが「**認定所得金額**」となります。

① 所得金額

世帯員それぞれの所得について、給与所得の場合は次の計算式により所得金額を求め、世帯員全員の所得額を合計した金額です。

*ただし、事業所得の場合は売上金額から必要経費を差し引いたものを所得金額とします。
(A)

収入金額	控除額
268 万円未満の場合	収入金額と同額
268 万円以上 400 万円以下の場合	収入金額×0.2+214 万円
400 万円を超え 781 万円以下の場合	収入金額×0.3+174 万円
781 万円を超える場合	408 万円

(B)

収入金額	控除額
65 万円以下の場合	収入金額と同額
65 万円を超え 180 万円以下の場合	収入金額×0.4（ただし、控除額が 65 万円未満の場合は 65 万円）
180 万円を超え 360 万円以下の場合	収入金額×0.3+18 万円
360 万円を超え 660 万円以下の場合	収入金額×0.2+54 万円
660 万円を超え 1,000 万円以下の場合	収入金額×0.1+120 万円
1,000 万円を超え 1,500 万円以下の場合	収入金額×0.05+170 万円
1,500 万円を超える場合	245 万円

- 備考 1 父母等のうち、給与所得の収入金額が多い者（給与所得のある者が1人の場合を含む）にあつては(A)の表、少ない者にあつては(B)の表を適用する。なお、収入金額が同額の場合については、いずれか一方の者は(A)の表、他方の者は(B)の表を適用する。
- 2 控除額は、1万円未満の端数があるときは、四捨五入する。

② 特別控除額

貸付希望者以外に就学者のいる世帯や母子・父子世帯、障害のある人がいる世帯等特別の事情のある世帯については、世帯の状況に合わせて特別控除があります。

(A)

区分	特別の事情	特別控除額				
世帯を対象とする控除	(1) 母子・父子世帯であること	99万円				
	(2) 就学者のいる世帯であること（就学者1人につき）	小学校	31万円			
		中学校	46万円			
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立	39万円	69万円	
			私立	88万円	118万円	
		高等専門学校	国・公立	1～3年次	39万円	69万円
				4・5年次	43万円	72万円
			私立	1～3年次	88万円	118万円
				4・5年次	87万円	116万円
		大学	国・公立	74万円	121万円	
	私立		133万円	180万円		
	専修学校	高等課程	国・公立	39万円	69万円	
			私立	88万円	118万円	
		専門課程	国・公立	36万円	81万円	
私立			102万円	147万円		
(3) 障害のある人がいる世帯であること	障害のある人1人につき 99万円					
(4) 長期に療養を要する人がいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額					
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする					
(6) 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたつて、支出増又は収入減になると認められる年間金額					

(B)

区分	特別の事情	特別控除額			
本人を対象とする控除	高等学校	国・公立		自宅通学	39万円
				自宅外通学	69万円
		私立		自宅通学	88万円
				自宅外通学	118万円
	高等専門学校	国・公立	1～3年次	自宅通学	39万円
				自宅外通学	69万円
			4・5年次	自宅通学	43万円
				自宅外通学	72万円
		私立	1～3年次	自宅通学	88万円
				自宅外通学	118万円
			4・5年次	自宅通学	87万円
				自宅外通学	116万円
	大学	国・公立		自宅通学	23万円+授業料年額
				自宅外通学	70万円+授業料年額
		私立		自宅通学	37万円+授業料年額
				自宅外通学	84万円+授業料年額
	専修学校	国・公立		自宅通学	19万円+授業料年額
				自宅外通学	64万円+授業料年額
私立		自宅通学	41万円+授業料年額		
		自宅外通学	86万円+授業料年額		

- 備考 1 (A)表の「(2) 就学者のいる世帯であること」による控除は、奨学生を希望する者を除く世帯員を対象とする。
- 2 (A)表の「(2) 就学者のいる世帯であること」の「大学」には、短期大学(部)・大学院を含む。
- 3 (A)表の「(3) 障害のある人がいる世帯であること」による控除は奨学生を希望する者を含む
- 4 (A)表の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。
- 5 (B)表の「大学」には、短期大学(部)を含む。
- 6 子ども(就学中又は就学未満の者)が2人を超える世帯については、その超える人数につき、(B)表の該当する控除額に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除できることとする。
- 7 別表2において、次の各号のいずれかに該当する場合は、「自宅通学」を適用するものとし、次の各号のいずれにも該当しない場合は、「自宅外通学」を適用するものとする。
- (1) 奨学金出願者が父母等と同居している場合。
- (2) 居住に要する費用が発生しない状況で奨学金出願者が父母等と別居している場合。
- (3) 次のいずれにも該当しない場合。
- ア 父母等の自宅から奨学金出願者が在学する学校までの通学距離が片道60キロメートル以上である場合。
- イ 前アに該当しない場合であって、父母等の自宅から奨学金出願者が在学する学校まで公共交通機関(これにより難い場合は社会通念に照らし相当であると認められる代替手段を含むもの

する。以下次号及び第4号において同じ。)により通学するものとした場合の通学に要する時間が片道120分以上である場合。

ウ 前ア及びイに該当しない場合であって、父母等の自宅から奨学金出願者が在学する学校まで公共交通機関により通学するものとした場合の通学に要する交通費の月額(複数月に対する定期乗車券を発行している公共交通機関においては、その期間が最長である定期乗車券の経費を当該定期乗車券の月数で除した費用をいう。)が1万円以上である場合。

エ 前アに該当しない場合であって、父母等の自宅から奨学金出願者が在学する学校まで公共交通機関により通学するものとした場合の通学に要する時間が片道90分以上120分未満であって、通学に利用する公共交通機関の1時間あたりの運行回数が1回以内である場合。

オ 父母等の自宅から奨学金出願者が在学する学校に通学するものとした場合に、やむを得ない事情により就学に支障があると認められる場合。

例…4人世帯【家族構成 父、母、兄(私立大学3年生・自宅通学)、奨学生(私立大学1年生・自宅通学)】

(収入金額) 父(600万)、母(350万)、兄(60万)、奨学生(なし)

(所得金額) 父 $600万 - (600万 \times 0.3 + 174万) = 246万$ 円 ----- ア

母 $350万 - (350万 \times 0.3 + 18万) = 227万$ 円 ----- イ

兄 (対象外) 0円 ----- ウ

ア+イ+ウ=473万円 ----- エ

(特別控除額) 兄 133万+奨学生 137万(37万+授業料100万)

=270万円 ----- オ

エ-オ=203万円<229万円(4人世帯の収入基準額)